

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第29号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年11月1日 16時00分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 ^{しげい} 重井港西浜第3号防波堤灯台から真方位183° 1,520m付近（概位 北緯34° 19.7′ 東経133° 08.1′）	
事故等調査の経過	平成21年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{かいしょう} 海照、19トン 260-45167広島、株式会社クインランドキャピタル B 台船 ^{つねいし} 常石11号、トン数不詳 なし、所有者不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラに損傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.4mの喫水で、B船をえい航して尾道市因島の因島産業開発団地岸壁において離岸作業中、平成20年11月1日16時00分ごろA船の船尾が水深約2mの浅瀬に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 なし 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、因島産業開発団地岸壁において離岸作業中、浅瀬があることを承知していたが、浅瀬に接近しすぎた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が因島産業開発団地岸壁において離岸作業中、浅瀬があることを承知していたが、浅瀬に接近しすぎたため、同岸壁沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	